

○飯塚市議会災害対応連絡会議設置要綱

平成28年7月1日

飯塚市議会告示第2号

(設置)

第1条 議長は、飯塚市災害対策本部（以下「市対策本部」という）が設置された場合に、これに協力し、連携した対応を行うため、議会に飯塚市議会災害対応連絡会議（以下「災害連絡会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 災害連絡会議は、議長、副議長及び議長が指名する議員10名以内で構成する。

2 議長は、災害連絡会議を代表し、議会の災害対応に関する事務の総括にあたる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 議長、副議長ともに事故等があるときは、災害連絡会議の構成員の中から年長の順に議長及び副議長の職務を代理する。

(会議)

第3条 議長は、市対策本部が設置され、その配備規模を第4配備とする災害が発生したとき、又はその他議長が必要と認めるときに災害連絡会議を開催するものとする。

(所掌事務)

第4条 災害連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災状況や被災者の要望等の情報を収集・整理し、市対策本部へ提供を行うこと
- (2) 市対策本部からの依頼事項についての対応に関すること
- (3) 市対策本部へ要望及び提言を行うこと
- (4) 国、県及び関係機関等に対し、要望活動を行うこと
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること

(庶務)

第5条 災害連絡会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。